

件名	臓器移植の環境整備に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区吾妻橋 移植ツーリズムを考える会 J			
受理年月日	平成30年9月28日	受理番号	第14号	
<p>要旨</p> <p>下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ドナーを増やすため、国民が命の大切さを考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、更なる啓発に努めてください。 臓器提供施設を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など、個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行ってください。 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能となるよう、移植コーディネーターの確保を支援してください。 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について、負担軽減対策を講じてください。 国民が、臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることがないよう、次の対策を講じてください。 <ol style="list-style-type: none"> （1）ブローカーの厳罰化 （2）医師に対する患者への渡航移植の危険性の告知義務 （3）医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際の厚生労働省への告知義務 （4）違法と知らないで臓器移植を受けてしまった善意のレシピエントへの精神面でのケア <p>（理由）</p> <p>臓器移植の普及によって、薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われています。一方で、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっています。</p> <p>そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行いました。</p> <p>こうした動きが、我が国における平成22年7月の「臓器の移植に関する法律」の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により臓器を提供することが可能となりました。同法の改正以降、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっています。</p> <p>しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数は、公益社団法人</p>				

日本臓器移植ネットワークによると、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回り、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されています。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上